# 鹿児島県公報

令和3年1月19日(火)第175号の2



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○土砂災害警戒区域の指定の解除 (2件)
- ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)
- ○土砂災害警戒区域の指定(6件)
- ○土砂災害特別警戒区域の指定(3件)

- (砂防課取扱い) 1
- (砂防課取扱い) 2
- (砂防課取扱い) 2
- (砂防課取扱い) 4

告示

# 鹿児島県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	霧島市	急・野坂1,急・野坂2,急・宮川内1,急・宮川内6,
		急・宮川内8, 急・宮川内9, 急・宮川内11, 急・宮川内
		7, 急・宮川内10, 急・宮原1, 急・栗下3, 急・栗下5,
		急・計牛1,急・新香2,急・計牛3,急・計牛5,急・
		計牛6,急・計牛7,急・極楽1,急・極楽2,急・極楽
		3, 急・祝儀園1, 急・今別府5, 急・白石1, 急・丹生
		附1,急・丹生附3,急・丹生附4,急・丹生附5,急・
		石原3,急・石原5,急・石原6,急・石原11,急・門田
		3, 急・中園3, 急・中園4, 急・坂下1, 急・中牟田1,
		急・餅田2, 急・郡山1, 急・餅田6, 急・中福良1, 急
		・暮幸1, 急・暮幸2, 急・中福良3, 急・山之湯1, 急
		・妙見1,急・妙見3,急・妙見4,急・妙見5,急・並
		石1,急・花山1,急・花山2,急・宇都2,急・武安2,
		急・武安6,急・表木山1,急・表木山2,急・表木山3,
		急・表木山4,急・上小鹿野2,急・表木山9,急・下小
		鹿野3,急・平熊1,急・牟田1,急・鳥越1,急・中西
		光寺1, 急・山之口1, 急・山之口2, 急・鼻切1, 急・
		湯田3,急・牟田2,急・牟田3,急・津曲5,急・中城
		2, 急・平岡団地1, 急・田尻3, 急・小廻1, 急・麓1,
		急・南園2, 急・上大廻1, 急・愛宕山1, 急・今別府6
	# b	及び急・瀬戸田1
土石流	霧島市	土・協和3,土・宮川内1,土・宮川内2,土・宮川内3,

土・宮川内4, 土・宮川内5, 土・栗下2, 土・栗下3, 土・栗下4、土・栗下5、土・栗下6、土・新香1、土・ 新香3, 土・新香4, 土・新香7, 土・新香19, 土・丹生 附2, 土・丹生附3, 土・丹生附4, 土・丹生附5, 土・ 丹生附6, 土・丹生附7, 土・門田1, 土・妙見1, 土・ 妙見2, 土・下小鹿野1, 土・下小鹿野2, 土・武安2, 土・花山1, 土・花山2, 土・平熊2, 土・花山3, 土・ 山之口1、土・山之口2、土・山之口3、土・津曲2、土 ・表木山3, 土・表木山4, 土・表木山5, 土・表木山6, 土・表木山7, 土・表木山8, 土・平熊4, 土・牟田1, 土・高畑1, 土・中西光寺5, 土・中西光寺6, 土・鼻切 1, 土・平熊5, 土・平熊6, 土・高江1, 土・木之房1, 土・田尻1, 土・田尻2, 土・小廻3, 土・小廻4, 土・ 小廻5, 土・小廻7, 土・麓1, 土・麓3, 土・麓4, 土 ・麓6, 土・上大廻1, 土・上大廻3, 土・上大廻4, 土 ・上大廻5, 土・上大廻6, 土・上大廻7, 土・上大廻8, 土・中大廻1、土・磯脇1、土・磯脇2、土・城山町2、 土・宮川内6及び土・宮川内7

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び姶良・伊佐地域振興局建設 部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第50号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお, 土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については, 次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

			72070 - 77117 - 3	
土砂災害の発生				
原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 特	別警戒区域の名	5 称
現象の種類				
急傾斜地の崩壊	霧島市	急・瀬戸田1		

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び姶良・伊佐地域振興局建設 部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第51号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	霧島市	急・野坂1,急・野坂2,急・上牟田1,急・宮川内6,急・宮川内8,急・宮川内9,急・宮川内11,急・宮川内7,急・宮川内10,急・宮原1,急・栗下3,急・栗下5,急・計牛1,急・栗下10,急・新香2,急・久留味川4,急・計牛3,急・計牛5,急・計牛6,急・今村1,急・計牛7,急・桑迫1,急・極楽1,急・極楽2,急・桑迫

2, 急・極楽3, 急・祝儀園1, 急・今別府5, 急・白石 1, 急・丹生附1, 急・丹生附3, 急・丹生附4, 急・丹 生附5, 急・石原1, 急・石原3, 急・石原5, 急・石原 6, 急・現王1, 急・門田3, 急・中園3, 急・中園4, 急・桑ノ丸1,急・桑ノ丸2,急・鳥ヶ池1,急・鳥ヶ池 2, 急・坂下1, 急・中牟田1, 急・餅田2, 急・郡山1, 急・立神1, 急・中福良1, 急・暮幸1, 急・暮幸2, 急 ・中福良3, 急・山之湯1, 急・妙見1, 急・妙見3, 急 ・妙見4, 急・妙見5, 急・並石1, 急・花山1, 急・花 山2, 急・宇都2, 急・武安2, 急・朝日中1, 急・朝日 東1,急・武安6,急・宮西2,急・宇都山1,急・瀬戸 田1, 急・表木山1, 急・表木山2, 急・表木山3, 急・ 表木山4、急・上小鹿野2、急・表木山9、急・下小鹿野 3, 急・平熊1, 急・牟田1, 急・鳥越1, 急・中西光寺 1, 急・山之口1, 急・山之口2, 急・山之口3, 急・鼻 切1, 急・湯田3, 急・牟田2, 急・牟田3, 急・津曲5, 急・中城2, 急・平岡団地1, 急・宮西1, 急・田方2, 急・林田1, 急・硫黄谷2, 急・真澄1, 急・長谷1, 急 ・岩戸10, 急・岩戸11, 急・野谷1, 急・田尻3, 急・小 廻1, 急・六村1, 急・麓1, 急・南園2, 急・上大廻1, 急・割子田1, 急・新牧之原1, 急・池之谷1, 急・堀之 頭1, 急・国師1, 急・河内1, 急・河内2, 急・河内3, 急・河内4, 急・高松1, 急・田代2, 急・田代3, 急・ 松ヶ野1,急・河内5,急・松ヶ野2,急・田代4,急・ 田代5, 急・田代6, 急・本戸1, 急・本戸2, 急・本戸 3, 急・愛宕山1, 急・萩之元1, 急・萩之元2, 急・萩 之元3, 急・萩之元4, 急・中市1, 急・中市2, 急・立 川1, 急・立川2, 急・立川3, 急・薄木1, 急・薄木2, 急・薄木3,急・梅ヶ谷1,急・梅ヶ谷2,急・梅ヶ谷3, 急・岩崎山下1,急・岩崎山下2,急・萩之元5,急・薄 木4, 急・薄木5, 急・薄木6, 急・薄木7, 急・薄木8, 急・本戸4, 急・板川内1, 急・板川内2, 急・板川内3, 急・向川原1, 急・口輪野1, 急・口輪野2, 急・見帰1, 急・芦原1,急・上川内1,急・後川内1,急・後川内2, 急・後川内3,急・後川内4,急・後川内5,急・後川内 6, 急・赤川1, 急・上之段1, 急・上之段2, 急・深迫 3, 急・深迫4, 急・上之段3, 急・上之段4, 急・上之 段5, 急・仁田原1, 急・野坂3, 急・野坂4, 急・野坂 5, 急・神子落1, 急・渡瀬3, 急・長谷2, 急・平山1, 急・木場2,急・内野々6,急・上之段6,急・丸尾3, 急・脇元1, 急・脇元2, 急・脇元3, 急・永山3, 急・ 丸尾4, 急・永山4, 急・丸尾5, 急・朴木1, 急・朴木 2, 急・朴木3, 急・朴木4及び急・惣陣1

土石流 霧島市

土・協和3,土・宮川内1,土・宮川内2,土・宮川内3, 土・宮川内4,土・宮川内5,土・栗下2,土・栗下3, 土・栗下4,土・栗下5,土・栗下6,土・新香1,土・ 新香3,土・新香4,土・新香7,土・新香19,土・丹生 附2,土・丹生附3,土・丹生附4,土・丹生附5,土・ 丹生附6,土・丹生附7,土・門田1,土・鳥ヶ池1,土 ・妙見1,土・妙見2,土・下小鹿野1,土・下小鹿野2,

		土・武安2,土・花山4,土・花山1,土・花山2,土・四、2,土・花山3,土・鳥越2,土・山之口1,土・山之口2,土・山之口3,土・連曲2,土・木之房2,土・宇都山1,土・宇都山2,土・西良木1,土・西良木2,土・西良木3,土・表木山3,土・表木山4,土・表木山5,土・泰木山6,土・表木山7,土・表木山4,土・平町光寺6,土・鼻切1,土・宮下1,土・宮西1,土・宮西2,土・平村5,土・西朔5,土・平縣6,土・高江1,土・木之房1,土・内村1,土・高野2,土・林田1,土・林田2,土・小谷4,土・古道1,土・池之段1,土・池之段2,土・池之段3,土・田尻1,土・地元2,土・小廻4,土・小廻5,土・小廻7,土・麓1,土・麓3,土・麓4,土・土大廻5,土・上大廻1,土・上大廻3,土・中大廻4,土・上大廻5,土・上大廻1,土・上大廻3,土・中大廻1,土・上大廻6,土・上大廻7,土・上大2,土・大2,土・大2,土・大2,土・大2,土・大2,土・大2,土・大2,土・
地滑り	霧島市	地・敷根1,地・重久1,地・硫黄谷1,地・林田1,地 ・栗川1,地・新湯1,地・殿湯1,地・手洗1,地・内 之野1,地・大瀬戸1,地・金湯1,地・古道1,地・宮
	/ N m & 1 7	之浦1及び地・中大廻1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び姶良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第52号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	霧島市	急・野坂1,急・野坂2,急・上牟田1,急・宮川内6,急・宮川内8,急・宮川内9,急・宮川内11,急・宮川内7,急・宮川内10,急・宮原1,急・栗下3,急・栗下5,急・計牛1,急・栗下10,急・新香2,急・久留味川4,

急・計牛3,急・計牛5,急・計牛6,急・今村1,急・ 計牛7, 急・桑迫1, 急・極楽1, 急・極楽2, 急・桑迫 2, 急・極楽3, 急・祝儀園1, 急・今別府5, 急・白石 1, 急・丹生附1, 急・丹生附3, 急・丹生附4, 急・丹 生附5, 急・石原1, 急・石原3, 急・石原5, 急・石原 6, 急・現王1, 急・門田3, 急・中園3, 急・中園4, 急・桑ノ丸1,急・桑ノ丸2,急・鳥ヶ池1,急・鳥ヶ池 2, 急・坂下1, 急・中牟田1, 急・餅田2, 急・郡山1, 急・立神1, 急・中福良1, 急・暮幸1, 急・暮幸2, 急 ・中福良3, 急・山之湯1, 急・妙見1, 急・妙見3, 急 ・妙見4, 急・妙見5, 急・並石1, 急・花山1, 急・花 山2, 急・宇都2, 急・武安2, 急・朝日中1, 急・朝日 東1、急・武安6、急・宮西2、急・宇都山1、急・瀬戸 田1, 急・表木山1, 急・表木山2, 急・表木山3, 急・ 表木山4, 急・上小鹿野2, 急・表木山9, 急・下小鹿野 3, 急・平熊1, 急・牟田1, 急・鳥越1, 急・中西光寺 1, 急・山之口1, 急・山之口2, 急・山之口3, 急・鼻 切1, 急・湯田3, 急・牟田2, 急・牟田3, 急・津曲5, 急・中城2, 急・平岡団地1, 急・宮西1, 急・田方2, 急・林田1, 急・硫黄谷2, 急・真澄1, 急・長谷1, 急 ・岩戸10, 急・岩戸11, 急・野谷1, 急・田尻3, 急・小 廻1,急・六村1,急・麓1,急・南園2,急・上大廻1, 急・割子田1, 急・新牧之原1, 急・池之谷1, 急・堀之 頭1, 急・国師1, 急・河内1, 急・河内2, 急・河内3, 急・河内4, 急・高松1, 急・田代2, 急・田代3, 急・ 松ヶ野1, 急・河内5, 急・松ヶ野2, 急・田代4, 急・ 田代5, 急・田代6, 急・本戸1, 急・本戸2, 急・本戸 3, 急・愛宕山1, 急・萩之元1, 急・萩之元2, 急・萩 之元3, 急・萩之元4, 急・中市1, 急・中市2, 急・立 川1, 急・立川2, 急・立川3, 急・薄木1, 急・薄木2, 急・薄木3,急・梅ヶ谷1,急・梅ヶ谷2,急・梅ヶ谷3, 急・岩崎山下1,急・岩崎山下2,急・萩之元5,急・薄 木4, 急・薄木5, 急・薄木6, 急・薄木7, 急・薄木8, 急・本戸4, 急・板川内1, 急・板川内2, 急・板川内3, 急・向川原1, 急・口輪野1, 急・口輪野2, 急・見帰1, 急・芦原1,急・上川内1,急・後川内1,急・後川内2, 急・後川内3,急・後川内4,急・後川内5,急・後川内 6, 急・赤川1, 急・上之段1, 急・上之段2, 急・深迫 3, 急・深迫4, 急・上之段3, 急・上之段4, 急・上之 段5,急・仁田原1,急・野坂3,急・野坂4,急・野坂 5, 急・神子落1, 急・渡瀬3, 急・長谷2, 急・平山1, 急・木場2, 急・内野々6, 急・上之段6, 急・丸尾3, 急・脇元1, 急・脇元2, 急・脇元3, 急・永山3, 急・ 丸尾4, 急・永山4, 急・丸尾5, 急・朴木1, 急・朴木 2, 急・朴木3, 急・朴木4及び急・惣陣1

土石流 霧島市

土・協和3,土・宮川内1,土・宮川内2,土・宮川内3, 土・宮川内4,土・宮川内5,土・栗下2,土・栗下3, 土・栗下4,土・栗下5,土・栗下6,土・新香1,土・ 新香3,土・新香4,土・新香7,土・新香19,土・丹生 附2,土・丹生附3,土・丹生附4,土・丹生附5,土・

丹生附7, 土・鳥ヶ池1, 土・妙見1, 土・妙見2, 土・ 下小鹿野1, 土・下小鹿野2, 土・武安2, 土・花山4, 土・花山1,土・花山2,土・平熊2,土・花山3,土・ 鳥越2、土・山之口1、土・山之口3、土・津曲2、土・ 木之房2, 土・宇都山1, 土・宇都山2, 土・西良木1, 土・西良木2, 土・西良木3, 土・表木山3, 土・表木山 4, 土・表木山5, 土・表木山6, 土・表木山7, 土・表 木山8, 土・平熊4, 土・牟田1, 土・鳥越1, 土・中西 光寺5, 土・中西光寺6, 土・鼻切1, 土・宮下1, 土・ 宮西1, 土・宮西2, 土・平熊5, 土・平熊6, 土・高江 1, 土・木之房1, 土・内村1, 土・高野2, 土・林田1, 土・林田2, 土・古道1, 土・池之段1, 土・池之段2, 土・田尻2, 土・小廻3, 土・小廻4, 土・小廻7, 土・ 麓4, 土・麓6, 土・上大廻1, 土・上大廻3, 土・中大 廻1, 土・割子田1, 土・磯脇1, 土・砂走1, 土・上大 廻6, 土・田代3, 土・城山町2, 土・立川1, 土・薄木 1, 土・梅ヶ谷1, 土・岩崎山下1, 土・宇豆門3, 土・ 岩崎山下2、土・岩崎山下3、土・本戸1、土・本戸2、 土・本戸3, 土・本戸4, 土・真谷1, 土・岩崎山下5, 土・見帰1, 土・見帰2, 土・見帰3, 土・見帰4, 土・ 見帰5, 土・上川内1, 土・鎮守尾1, 土・野坂1, 土・ 後川内1, 土・野坂2, 土・野平1, 土・後川内2, 土・ 後川内3, 土・仁田原1, 土・仁田原2, 土・野坂4, 土 ・野坂5, 土・渡瀬2, 土・丸尾1, 土・脇元2, 土・脇 元3, 土・内野々2, 土・朴木1及び土・朴木2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び姶良・伊佐地域振興局建設 部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第53号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生 原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・東袋1及び急・加勇田1
	大和村	急・榮松 1
	龍郷町	急・門口1
土石流	奄美市	土・緑 6
	大和村	土・滝ノ川1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第54号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

		· = · - · · · · · · · · · · · · · · · ·
土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・東袋1及び急・加勇田1
	大和村	急・榮松1
	龍郷町	急・門口1
土石流	奄美市	土・緑 6
	大和村	土・滝ノ川1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第55号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・東袋1,急・加勇田1,急・ウツ1,急・石川1,急
		・赤木名又1, 急・横竹折口1, 急・宇津1, 急・楠野1,
		急・松下2, 急・上田1, 急・上揚田1, 急・上揚田2,
		急・瀬方1,急・赤木名又2,急・鍋比1,急・三鳥屋1,
		急・平田1, 急・亀崎1, 急・塩間1, 急・肥田竹原1,
		急・ウイジャン又1,急・前田4,急・於神1,急・永田
		5, 急・新地1, 急・溜池ノ又1及び急・陽湾田原1
	大和村	急・榮松 1
	龍郷町	急・前平2, 急・中田平1, 急・下小前勝1, 急・新里山
		1,急・半川1,急・金浜1,急・門口1及び急・上天川
		3
土石流	奄美市	土・緑6,土・奥間1,土・石川1,土・横竹折口1,土
		・宇津1, 土・宇津2, 土・上揚田1, 土・平ノ川内1,
		土・赤木名又1、土・鍋比1、土・三鳥屋1、土・三鳥屋
		2, 土・三鳥屋3, 土・平田1, 土・池田原1, 土・前肥
		田袋1, 土・池田原2, 土・前肥田袋2, 土・木屋儀濱1,
		土・汐入1,土・池ノ又1,土・長山1,土・赤亦1及び
		土・大亦 3
	大和村	土・滝ノ川1
	龍郷町	土・城川1,土・コハマ3及び土・ナカバマ1
地滑り	奄美市	地・小浜1,地・平田町1及び地・伊津部町1
	龍郷町	地・秋名1及び地・浦1
/ [VL as [st]	/ D m か 1 フ	

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第56号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項につ いては、次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
現象の種類	1144.71.11.21	
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・東袋1, 急・加勇田1, 急・ウツ1, 急・石川1, 急・赤木名又1, 急・横竹折口1, 急・宇津1, 急・楠野1, 急・松下2, 急・上田1, 急・上揚田1, 急・上揚田2,
		急・瀬方1, 急・赤木名又2, 急・鍋比1, 急・三鳥屋1, 急・平田1, 急・亀崎1, 急・塩間1, 急・肥田竹原1,
		急・ウイジャン又1,急・前田4,急・於神1,急・永田 5,急・新地1,急・溜池ノ又1及び急・陽湾田原1
	大和村	急・榮松1
	龍郷町	急・前平2,急・中田平1,急・下小前勝1,急・新里山
		1, 急・半川1, 急・金浜1, 急・門口1及び急・上天川    3
土石流	奄美市	土・奥間1, 土・石川1, 土・横竹折口1, 土・宇津2, 土・上揚田1, 土・平ノ川内1, 土・赤木名又1, 土・鍋 比1, 土・三鳥屋1, 土・三鳥屋2, 土・三鳥屋3, 土・ 平田1, 土・池田原1, 土・前肥田袋1, 土・前肥田袋2, 土・木屋儀濱1, 土・汐入1, 土・池ノ又1, 土・長山1 及び土・赤亦1
	龍郷町	土・城川1,土・コハマ3及び土・ナカバマ1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備 え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第57号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・大田1,急・大田2,急・唐田1,急・唐田2,急・唐田3,急・園田1,急・園田2,急・土橋1,急・清源1,急・妻井田1,急・大山尻1,急・久保1,急・久保2,急・遠矢1,急・下谷1,急・上谷1,急・峯2,急・底廣1,急・鳴川1,急・麦地田1,急・川崎1,急・川崎2,急・永井野1,急・竹ノ平1,急・大平1,急・竹ノ平2,急・水俣木1,急・早畑1,急・有田1,急・狩集1,急・終1,急・曲目1,急・木場1,急・木場2,急・木場3,急・尾崎1,急・乗溜1,急・上川内1,急・上川内2,急・上川内3,急・上川内4,急・春木1,急・砂潟1,急・春木2,急・春木3,急・堂坂1,急・上穴迫1,急・大迫1,急・高ノ口1,急・高ノ口2,急・高ノ口3,急・西田1,急・平尾1,急・新田1,急・

	塩崎岡1、急・大川島1、急・野中2、急・野中1、急・中川原1、急・鮮越1、急・鮮越2、急・餅越3、急・本下1、急・餅越1、急・餅越2、急・餅越3、急・上山野1、急・餅越1、急・通山2、急・上山野1、急・馬見塚1、急・永尾1、急・北平1、急・馬見塚2、急・馬見塚1、急・高・北平1、急・馬見塚2、急・艦ノ巣3、急・横ヶ倉1、急・橋ノ泉2、急・佐敷2、急・横ヶ倉1、急・佐敷2、急・大倉3、急・佐敷4、急・茶園ヶ段1、急・佐敷4、急・茶園ヶ段1、急・佐敷4、急・茶園ヶ段1、急・株の1、急・大倉1、急・赤尾2、急・平津路堂1、急・井出山1、急・鷹ノ巣4、急・水尾2、急・乗溜2、急・井出山1、急・鷹ノ巣4、急・水尾2、急・乗溜2、急・井出山1、急・鷹ノ巣4、急・水尾2、急・宇津路堂1、急・井出山1、急・鷹ノ巣4、急・大倉1、急・大傷1、急・大傷1、急・上小又1、急・馬1、急・馬1、急・馬1、急・馬1、急・下皿山1、急・田野1、急・小田1、急・下四山1、急・下四山1、急・下四山1、急・下田1、急・下部1、急・下田1、急・ボードロ1、高・ボードロ1、急・ボードロ1、急・ボードロ1、急・ボードロ1、高・ボードロ1、急・ボードロ1、急・ボードロ1、高・ボードロ1、急・ボードロ1、急・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、急・ボードロ1、高・ボールコに1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボーバーに1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、高・ボードロ1、コーに1、コロ1、高・ボードロ1、高いコ
	・大石川原1,急・西平4,急・慶茂里1,急・迫ノ口1,急・中面1,急・松葉迫1,急・井川迫1及び急・風呂迫2
長島町	急・三船1,急・三船2,急・三船3,急・三船4,急・拂川内1,急・平1,急・平2,急・平3,急・タキ下1,急・五社先1,急・五社先2,急・平吹平1,急・平吹平2,急・名切1,急・名切2,急・福ノ浦1,急・福ノ浦2,急・畑田1,急・中沙ヤ1,急・中沙ヤ2,急・庄屋1,急・庄屋2,急・濱田1,急・八窪1,急・宇都1,急・宇都2,急・加世堂1,急・平瀬平1,急・平瀬平2,急・平瀬1,急・松ヶ迫1,急・平瀬平3,急・宮ノ原1,急・宮ノ原2,急・城之岡1,急・大島1,急・大島2,急・渡口1,急・久留米迫1,急・大島1,急・大島2,急・渡口1,急・人留米迫1,急・大島2,急・渡口1,急・魚・独之1,急・無待2,急・五社先3,急・名切3,急・沙入1,急・山添1,急・沸川内2,急・沸川内3,急・蔵之元下1,急・蔵之元中1,急・瀬之元上1,急・小浜下1,急・川内1,急・城川内下1及び急・城川内下2
土石流   阿久根市	土・麓1,土・狩集1,土・枦村1,土・中川原1,土・ 高石1,土・焼山口1,土・白肌1,土・丸山1,土・横 ヶ倉1,土・横ヶ倉2,土・茶園ヶ段1,土・西川内1, 土・櫻山1,土・焼崎1,土・小漉谷1,土・松ヶ根1, 土・廣川内1,土・黒十1,土・黒十2,土・岩掛1,土 ・岩掛2,土・龍法山1及び土・平田1
長島町	土・波崎1, 土・辰ノ先1, 土・桂代1, 土・桂代2, 土 ・大平1, 土・平吹平1, 土・本赤崎1, 土・名切1, 土 ・福ノ浦1, 土・中汐ヤ1, 土・横浜1, 土・平1, 土・

		庄屋1, 土・門口1, 土・小田平1, 土・滑川1, 土・中尾1, 土・八窪1, 土・加世堂1, 土・松ヶ迫1, 土・平瀬平1, 土・平瀬平2, 土・平瀬平3, 土・樋渡1, 土・加世堂2, 土・土岩1, 土・北園1, 土・鳥居原1, 土・陣手1, 土・平藪1, 土・大畑1, 土・鵜之瀬1, 土・柿之迫1, 土・堂現田1, 土・大島1, 土・魚待1, 土・休ノ浦1, 土・久留米迫1, 土・墓之元1, 土・五社本1, 土・前田1, 土・蔵之元下1, 土・蔵之元中1, 土・川内1, 土・渡釜1, 土・渡釜2, 土・小浜上1, 土・小浜上2, 土・小浜上3, 土・川内2, 土・郷式1, 土・郷式2, 土・郷式3, 土・唐隈西1, 土・唐隈西2, 土・唐限東1及び土・唐限東2
地滑り	阿久根市	地・黒之上1,地・黒之上2,地・佐潟1,地・小漉1及び地・黒之上車1
	 長島町	び地・黒之上東1 地・薄井1,地・赤崎1,地・市来崎1及び地・茅屋1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木 建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第58号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については, 次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

		此九曲朱祁宇 塩山水
土砂災害の発生		
原因となる自然	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
現象の種類		
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・大田1,急・大田2,急・唐田1,急・唐田2,急・
		唐田3, 急・園田1, 急・園田2, 急・土橋1, 急・清源
		1, 急・妻井田1, 急・大山尻1, 急・久保1, 急・久保
		2, 急・遠矢1, 急・下谷1, 急・上谷1, 急・峯2, 急
		・底廣1, 急・鳴川1, 急・麦地田1, 急・川崎1, 急・
		川崎 2, 急・永井野 1, 急・竹ノ平 1, 急・大平 1, 急・
		竹ノ平2,急・水俣木1,急・早畑1,急・有田1,急・
		狩集1,急・柊1,急・曲目1,急・木場1,急・木場2,
		急・木場3,急・尾崎1,急・乗溜1,急・上川内1,急
		・上川内2,急・上川内3,急・上川内4,急・春木1,
		急・砂潟1、急・春木2、急・春木3、急・堂坂1、急・
		上穴迫1、急・大迫1、急・高ノ口1、急・高ノ口2、急
		・高ノ口3, 急・西田1, 急・平尾1, 急・新田1, 急・
		塩崎岡1,急・大川島1,急・飛松1,急・野中1,急・
		塩屋岡1,急・尾上1,急・野中2,急・枦村1,急・中
		川原1、急・餅越1、急・餅越2、急・餅越3、急・落下
		1, 急・落上1, 急・通山1, 急・通山2, 急・上山野田
		1, 急・平床 1, 急・馬見塚 1, 急・永尾 1, 急・北平 1,
		急・馬見塚 2 , 急・松尾 1 , 急・下ツツラ尾 1 , 急・鷹ノ
		巣1, 急・鷹ノ巣2, 急・鷹ノ巣3, 急・白肌1, 急・白
		肌2, 急・山口1, 急・椨ノ段1, 急・横ヶ倉1, 急・横
1	ļ	ヶ倉2, 急・佐敷1, 急・佐敷2, 急・丸山1, 急・佐敷

1	ı	9   各,供,会 9   各,比勒 4   名   廿国,矶 4   4   廿
		3,急・横ヶ倉3,急・佐敷4,急・茶園ヶ段1,急・茶
		園ヶ段2,急・茶園ヶ段3,急・中川内1,急・横ヶ倉4,
		急・有田2,急・狩集2,急・乗溜2,急・佛石迫1,急
		・鷹ノ巣4、急・永尾2、急・宇津路堂1、急・井出山1、
		急・南迫1,急・ウノ瀬1,急・下瀬戸1,急・小漉谷1,
		急・袖山1,急・塩屋浦1,急・焼崎1,急・焼崎2,急
		・焼崎3,急・焼崎4,急・櫻山1,急・櫻山2,急・八
		郷1、急・八郷2、急・八郷3、急・梶石1、急・舞棚1、
		急・サイモクロ1,急・喚崎1,急・上小又1,急・上小
		又2,急・南迫2,急・黒濱1,急・弓場元1,急・下大
		谷1, 急・下皿山1, 急・旧番所1, 急・高岩1, 急・木
		場4,急・池ノ上1,急・下中野1,急・小田1,急・古
		木場1,急・陳ノ尾1,急・風呂迫1,急・宇都迫1,急
		・大石川原1,急・西平4,急・慶茂里1,急・迫ノ口1,
		急・中面1,急・松葉迫1,急・井川迫1及び急・風呂迫
		2
	長島町	急・三船1、急・三船2、急・三船3、急・三船4、急・
		拂川内1, 急・平1, 急・平2, 急・平3, 急・タキ下1,
		急・五社先1,急・五社先2,急・平吹平1,急・平吹平
		2, 急・名切1, 急・名切2, 急・福ノ浦1, 急・福ノ浦
		2, 急・畑田1, 急・中汐ヤ1, 急・中汐ヤ2, 急・庄屋
		1, 急・庄屋2, 急・濱田1, 急・八窪1, 急・宇都1,
		急・宇都2,急・加世堂1,急・平瀬平1,急・平瀬平2,
		急・平瀬1,急・松ヶ迫1,急・松ヶ迫2,急・平瀬平3,
		急・宮ノ原1,急・宮ノ原2,急・城之岡1,急・大島1,
		急・大島2,急・渡口1,急・久留米迫1,急・久留米迫
		2, 急・小向1, 急・魚待1, 急・魚待2, 急・五社先3,
		急・名切3,急・汐入1,急・山添1,急・拂川内2,急
		・拂川内3,急・蔵之元下1,急・蔵之元中1,急・蔵之
		元上1,急・小浜下1,急・川内1,急・川内2,急・郷
		式1,急・郷式2,急・指江上1,急・城川内下1及び急
		・城川内下2
土石流	阿久根市	土・麓1,土・狩集1,土・枦村1,土・中川原1,土・
		高石1、土・焼山口1、土・白肌1、土・横ヶ倉1、土・
		横ヶ倉2、土・茶園ヶ段1、土・西川内1、土・松ヶ根1、
	巨白叶	土・岩掛1、土・岩掛2、土・龍法山1及び土・平田1
	長島町	土・辰ノ先1,土・桂代1,土・桂代2,土・大平1,土
		<ul><li>・平吹平1, 土・庄屋1, 土・門口1, 土・小田平1, 土</li><li>・滑川1, 土・中尾1, 土・八窪1, 土・平瀬平1, 土・</li></ul>
		平瀬平2, 土・平瀬平3, 土・樋渡1, 土・加世堂2, 土
		・北園 1 , 土・陣手 1 , 土・平藪 1 , 土・大畑 1 , 土・柿
		之迫1,土・堂現田1,土・魚待1,土・火ノ浦1,土・
		久留米迫1, 土・墓之元1, 土・五社本1, 土・前田1,
		土・蔵之元下1、土・川内1、土・渡釜1、土・渡釜2、
		土・小浜上1, 土・小浜上2, 土・小浜上3, 土・川内2,
		土・郷式1, 土・郷式2, 土・郷式3, 土・唐隈西1, 土
		・ 唐隈西 2 , 土 ・ 唐隈東 1 及び土 ・ 唐隈東 2
	1 × × ×	の図面を無旧良旧土木如砂味調及び北藤地域塩園民建設如土・

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第59号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生														
原因となる自然	市町村名		土	砂	災	害	警	戒	区	域	$\mathcal{O}$	名	称	
現象の種類														
地滑り	南種子町	地・	牛里	予1,	地•	河内	1 及	び地	· 仲:	之町	1			

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第60号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生													
原因となる自然	市町村名	土	砂	災	害	警	戒	X	域	$\mathcal{O}$	名	称	
現象の種類													
地滑り	宇検村	地・久	志 1 ,	地•	田検	i 1 ,	地•	宇検	1 及7	び地	・上草	朝戸 1	
	瀬戸内町	地・古	仁屋 ]	1, 爿	也・花	天 1	,地	・伊	須1	及びが	地・海	類久井 1	1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設 課に備え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第61号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

ſ	土砂災害の発生														
	原因となる自然	市町村名		土	砂	災	害	警	戒	区	域	$\mathcal{O}$	名	称	
	現象の種類														
	地滑り	徳之島町	地	・大津	質1,	地•	山田	1及	び地	· 母	間 1	•	•	•	

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設 課に備え置いて縦覧に供する。)